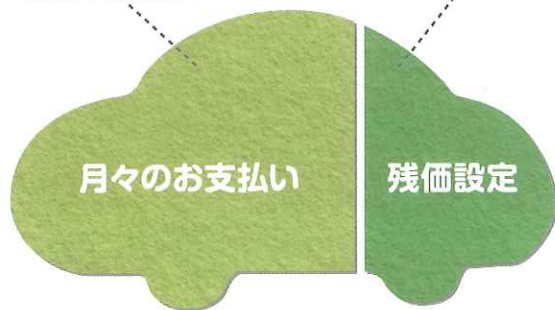


図解で納得!

メンテナンス付カーリースの 仕組みとメリット

- 車両代
- オプション代
- 登録諸費用
- 金利手数料
- リース期間中の税金
- 点検、車検費用など

契約期間満了時の
予想車両販売価格
をあらかじめ
差し引きます。



残価設定の分類

● 残価オープン・エンド契約

契約期間満了時に、予定残存価格と査定価格との差額を精算する方式。リース会社はリース契約時に予定残存価格を公開します。

● 残価クローズド・エンド契約

契約期間満了時に、予定残存価格と査定価格との差額を精算しない方式。リース会社は予定残存価格は公開しません。


代理店

有限会社 岩元自動車

〒831-0004 福岡県大川市大字榎津168-2

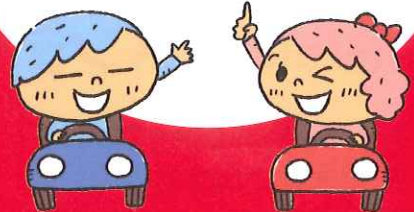
TEL (0944) 88-0202(代)

FAX (0944) 88-0204

 NCS 日本カーソリューションズ株式会社

号外 だから らくらく・あんしん
カーリース 通信

消費税
5%

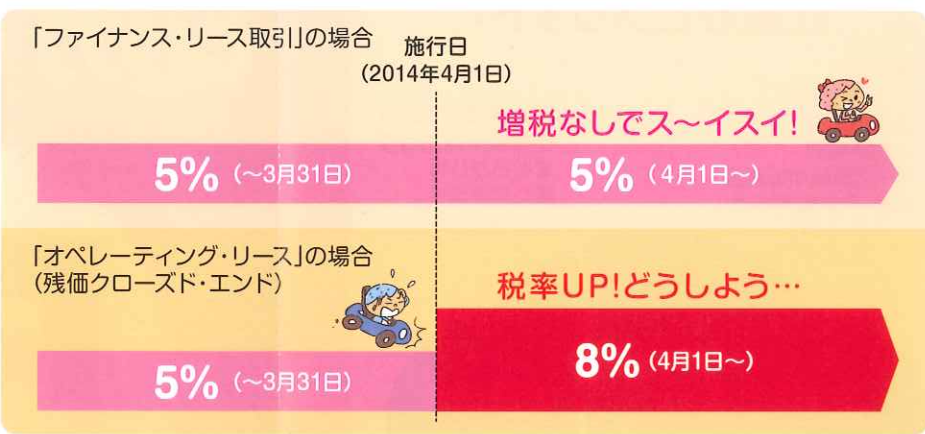


増税前の
今がチャンス!
はじめよう
カーリース

Step 1

税務上「ファイナンス・リース取引」なら消費税5%が続く!

カーリースの特徴である残価設定には、「残価オープン・エンド契約」と「残価クローズド・エンド契約」の2つの方法があります。2014年3月までに「残価オープン・エンド契約」でNCSリースを開始すると「ファイナンス・リース取引」になり、4月以降、税率上がらず5%のまま!



契約方法でこんなに違うんだね!

Step 2

さらに、「メンテナンス費用」をプラスしたら…

「残価オープン・エンド契約」で「メンテナンス費用」をプラスすると、4月以降も、車両代はもちろん、リース期間中のメンテナンス費用もリース料として処理されるから、消費税は5%のまま! 一方メンテナンス都度払いだと、4月以降のメンテナンス費用は消費税8%に…。メンテナンス時にまとまった出費のない、月々定額のフラット払い。家計に優しく手間いらずなメンテナンスリースがオススメ!

リース期間中のメンテナンス費用も月々ず～っと消費税5%のフラット払い!



※乗用車 5年契約の場合

〈リースと改正消費税のポイント解説〉
 ※リース契約の開始日、リース取引の税務上の分類(ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引)により適用される消費税率が異なります。
 ※ファイナンス・リース取引は税務上売買の取扱いで2014年3月までに引き渡された契約は旧税率が適用されます。※オペレーティング・リース取引は税務上賃貸借の取扱いであり2014年4月以降は新税率が適用されます。※「残価オープン・エンド契約」はファイナンス・リース取引に分類されます。
 詳しくは店頭スタッフまでお問合せください